

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第6回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成30年3月28日（水） 午後4時00分～6時00分
開催場所		第2委員会室（本庁舎9階）
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p> 諮問1 雑司が谷地域景観形成特別地区の指定について</p> <p> 諮問2 景観重要公共施設第3号の指定について</p> <p> 諮問3 豊島区景観形成ガイドライン屋外広告物編の策定について</p> <p> 報告1 池袋駅西口地区の特定区域景観形成指針について</p> <p>3. 閉会</p>
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役） （関係団体） 足立 勲（豊島区商店街連合会長）・平井委員（豊島区観光協会副会長）・小松原 芳彦（豊島区建設業協会会長）・小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長）・濱 隆雄（公益財団法人東京屋外広告協会委員会委員） （区議会議員） 芳賀 竜朗・西山 陽介・垣内 信行・村上 典子・星京子・小林 弘明 （区 民） 市橋 由美子・磯田 暉子 （区 職 員） 宿本 尚吾（副区長）
	幹事	都市計画課長・都市整備部長・交通・基盤担当課長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
欠席者	委員	佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授）
	幹事	文化商工部長
傍聴人数		0名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となりましたので、第6回豊島区景観審議会を開催します。
- ・議事進行は後藤会長にお願いします。

(会長)

- ・桜が満開になり、よい気候となりました。
- ・議事日程にしたがって進行する。
- ・委員の出欠について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・本日は篠沢委員、荒井委員より欠席の連絡を頂いている。委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしている。

(会長)

- ・本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事の説明

高野区長より後藤会長へ諮問文を渡す

- ・ひきつづき、区長よりあいさつをいただく。

(区長)

あいさつ

(会長)

- ・本日の傍聴希望について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・本日、傍聴希望者はありません。

(会長)

- ・それでは、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

配布資料の確認

3. 議事

諮問1 雑司が谷地域景観形成特別地区の指定について

諮問2 景観重要公共施設第3号の指定について

(事務局)

諮問資料1-1、1-2、1-3、参考資料1-1、1-2について説明

(会長)

- ・諮問1、諮問2は、ともに豊島区景観計画の一部改定に関する案件である。関連する案件なので、続けて説明をお願いします。

(事務局)

資料説明

(会長)

- ・ 諮問1、諮問2について説明をいただいた。景観形成特別地区を指定すること、景観重要公共施設を指定するというので、それにもなう景観計画の改定に関する説明であった。
- ・ 当審議会では昨年度3回、今年度2回、報告という形で経緯を説明し、また今年度デザイン検討部会を4回に渡り開催し、細部をつめてきたところである。
- ・ ご質問、ご意見はありますか。

(委員)

- ・ 諮問のあり方について聞きたい。今、説明があったのは、2016年3月に策定した景観計画を一部改定するというので、本日の資料が上乘せされることだと思うが、そのことに関する諮問なのか。

(事務局)

- ・ 景観法で、景観計画に記述しなくてはならないと規定された項目がある。その項目の中の変更部分に関する諮問である。

(委員)

- ・ これまで議論してきたことについて、それを認めてください、という諮問なのか。結構ですよ、となった時に、最終的に反映されて、本日提示された形になるという諮問でよろしいのか。

(事務局)

- ・ その通りである。

(委員)

- ・ それでは、何を諮問しているのかが資料の中からは見えない。どういう議論があって、この計画になったので、了承してください、そして了承があればこういう計画になりますよ、という説明が抜けているのではないか。

(事務局)

- ・ 再度説明する。
- ・ 諮問資料1-2をご覧ください。一つ目の諮問は、P3に記載されている、景観形成特別地区に神田川沿川、六義園周辺、池袋駅東口駅前広場・グリーン通り沿道、この3つしか指定されていなかったが、新たに雑司が谷地区を指定すること。二つ目の諮問は、P21に記載されている景観重要公共施設の中に、鬼子母神大門ケヤキ並木道を指定することである。

(会長)

- ・ 委員の疑問は、諮問1-1のタイトルが「・・・に伴う一部改定について」となっていると混乱しているのではないか。「・・・に伴う一部改定について」はなくてよいのではないか。ここで諮問いただいたのは、二つの諮問について了承が得られるのであれば、このように計画に反映する、というその先の姿まであわせてお示しいただいた。

(委員)

- ・ わかりました。

(委員)

- ・ 前回の審議会では、雑司が谷地区を景観形成特別地区に位置付けるにあたり、環状5の1号線沿いの景観が重要だという議論をした。どこに反映されたのか。

(事務局)

- ・例えば P12～14 など景観形成基準の中で、環状5の1号線沿いの配慮事項について記載した。

(委員)

- ・了解しました。

(委員)

- ・区長のあいさつの中でもアートトイレの話をしていましたが、雑司が谷地区の中に改修予定のある公園のトイレはいくつあるのか。

(土木担当部長)

- ・本日は資料を手持ちしていないので、後ほど資料を提示したい。

(委員)

- ・みみずく公園が平成31年に改修予定とあるが、池袋4丁目の公園トイレが最近改修したが、とても派手なものである。使用可能範囲の色彩にはとても合致していないと思うので、配慮はどのように考えているのか。この地域に配慮するのか。

(事務局)

- ・トイレに限らず、他の公共施設については景観の事前協議の対象ではないため、うまく連携できていなかった。
- ・来年度、公共施設の景観形成ガイドラインをつくり、庁内で景観誘導に関する周知を図っていきたいと考えている。

(土木担当部長)

- ・みみずく公園を設計した際には、鬼子母神の隣ということで、トイレは和風のコンセプトでグレーの色調となまこ壁、屋根瓦をのせる形にしている。
- ・雑司が谷中央児童遊園では、昨年度トイレの改修をしたが、やはり雑司が谷地区にあるため同様のコンセプトでトイレの改修を行った。
- ・地域に幼稚園などがある地区では、コラボしてデザインした。雑司が谷では雑司が谷らしさを地域住民も希望しているため、極端な色彩を用いることは今後もないだろう。

(委員)

- ・和風といっても、なまこ壁というのは東京ではあまり使わない。東京下町でもアドバイザーをしているが、江戸東京でも、あるいは川越でも、なまこ壁は使わないと方針を出して蔵造りを継承している。豊島区でも和風のデザイン方針をぜひ検討すべきだ。

(土木担当部長)

- ・和風でも一律ではなく、今後改修の際に配慮したい。

(委員)

- ・グリーン大通りについて、P5面する敷地（建築基準法88条等）と記載があるが、工作物の定義は、道路標識や電柱などを明記しなくてもよいのか。

(事務局)

- ・工作物の定義については、建築基準法88条に限定列記されているので、その工作物が該当する。

(委員)

- ・わかりました。

(委員)

- ・雑司が谷地域の指定にあたり、これまでの指定地区よりもエリアが広い。グリーン大通り周辺よりも広い。今まではピンポイントのエリアを指定したが、今回は面として広く指定する。これから街を更新していく際には制約が出てくると思うが、既存のチェーン店の色彩などは今までどおりなのか。

(事務局)

- ・屋外広告物の規制を雑司が谷地区にもかけたのだが、エリア内の既存不適格はなかった。建物については、既存の不適格物件については適用しない。改修の際には届出・協議の

対象となる。

(委員)

- ・景観形成特別地区に指定された場合、地域の人は景観が良くなって良かったと思うかもしれないが、指定された際の資産価値は影響があるのか。

(事務局)

- ・景観計画を策定してから年月が浅い。その前にアメニティ形成条例があったが、届出の対象規模は大きく、対象規模よりも小さい建物については配慮のお願いをするだけであった。土地の価値が上がる、下がるはもう少し時間がたたないと効果がわからない。

(委員)

- ・たまたまニュースで、京都、奈良のような地域でコンビニエンスストアが立地していたが、地代が上がって折り合いが合わずに撤退してしまった。住んでいる人は、そういう心配もする。

(事務局)

- ・折り合いをつけながら、困る方には配慮をしながらすすめたい。

(会長)

- ・価値を守るということ。上がる下がるより持続させる、またそれ以上に誇りや愛着を醸成することを期待する。
- ・諮問1について、景観審議会としては了承したいと考えるがいかがか。

了承

- ・諮問2について、景観審議会としては了承したいと考えるがいかがか。

了承

- ・諮問1、2とも了承がいただけたので、事務局より答申の案文を各委員に配布して欲しい。

配布

- ・お手元に2枚つづりの案文が配布された。
- ・番号はこれでよいのか。

(事務局)

- ・昨年度、1号2号を配布したので、今年度はつづきの3号、4号となる。

(会長)

- ・確かに、そのようである。ではこれで了承する。

諮問3 豊島区景観形成ガイドライン屋外広告物編の策定について

(事務局)

諮問資料3-1、3-2について説明

(会長)

- ・諮問3の説明をいただいた。何か質問や意見はあるか。
- ・前回の審議会では途中経過をご報告している内容である。

(委員)

- ・P22 広告物の文字の記載のところで、値段の表示が○、△とある。豊島区は国際的になってきていて、英語だけでなく中国語、韓国語など入り乱れている。電話番号はだめというのであれば、URL ならいいのか。直接的なものがだめで、内容はいいのか。

(事務局)

- ・P22 の下段にイラストで説明しているが、概ね 2 階以下であれば、内容を整理して掲示することは可能であるが、概ね 3 階以上では見えにくいということもあるだろうし、適切ではないということで△とした。URL は細かい文字になるだろうから、おそらく 1 階あたりに設置させるのではないか。それであれば、情報を整理してもらえば、掲示することに問題ない。

(委員)

- ・P26 以降、六義園周辺の規制はあるが、神田川沿川はないのはこれでいいのか。

(事務局)

- ・神田川はもともと規制がないため、設けていない。

(会長)

- ・P22△の事例は目に留まりすぎる。△の事例はやめて、○だけにしてはどうか。グレーゾーンを示すのはわかりづらい。

(事務局)

- ・検討したい。

(委員)

- ・デザイン部会でも議論した。高いところに細かい情報をのせても分かりづらいし、近いところは細かい情報があれば読める。広告物にはいくつかのレベルがあり、人に認知してもらい、中身を理解してもらい、といった違いがある。このイラストではそれが分かりにくい。△が分かりにくさにつながっているのかもしれないが、ここにあるデザインは、上に乗せるには不適切なデザインであることは確かなので、伝え方を工夫して欲しい。

- ・高いところにごちゃごちゃのせても分かりづらいし、効果もないし、景観も阻害するのでやめましょう、という避ける方向のデザイン事例としてだしてはどうか。

(委員)

- ・立看板等について、豊島区内では区の条例で立看板を規制する動きをしているが、そのことを記しておかなくてよいのか

(事務局)

- ・現在豊島区の条例で規制しているのは、道路上に置いている立看板であり、今回のガイドラインは敷地内に置かれているものが対象となる。

(委員)

- ・それが分かりづらいから、記載を工夫してほしい。

(委員)

- ・豊島区景観形成ガイドラインの屋外広告物編の(案)をとるという諮問か。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・P24 の文章で、地名が書かれているが、長崎、千早には歴史的なものがないというようにうけとられる。駅周辺といっても池袋駅周辺と東長崎駅周辺はちがうち、幹線道路にしても様子はさまざまである。このようにがんじがらめに書かれると、うちの地域はどうか、などということになる。

(事務局)

- ・P23 に用途地域に応じて住居系の地域、などが仕分けしている。

(会長)

- ・P24の最初の3行は削除したらどうか。むしろ、用途地域に依拠しているということを書いた方がよい。

(委員)

- ・住居地域にはいろいろな地域があり、それを「等」でくくられると住民感情はおもしろくないのではないか。もっと工夫してもらいたい。

(会長)

- ・はじめの3行を削除するということがいかか。
- ・事務局はどうか。

(事務局)

- ・ご指摘はごもっともなので、削除する方向で検討する。

(委員)

- ・削除する方向で良いと思う。
- ・景観計画に各地域の特徴は細かく触れている。景観計画に基づいたガイドラインであるのだから、各地区の例示は削除してよいのではないか。

(委員)

- ・色彩は商店街でも広告塔や看板についてはある程度規制しているが、建物自体の色を統一しようとした場合は、どこに相談すればよいのか。

(事務局)

- ・都市計画課に相談してほしい。

(委員)

- ・商店街で、美観を損ねないようにということで、色の案はいくつかある。
- ・そういうものの相談にも対応しているのか。

(事務局)

- ・それについても相談してほしい。

(委員)

- ・看板も同じでいいね。

(事務局)

- ・その通りである。

(委員)

- ・鈴木委員の言うように、P23の景観形成特別地区の表に神田川沿川地区の表記がないが、欄を設けて一般地区の基準が適用されることを書いた方がよいのではないか。

(事務局)

- ・神田川沿川について基準がないと言ったのは、屋外広告物に関することである。東京都が神田川について広告物の規制を設定しなかったので、それを引き継いで、豊島区でも神田川沿川の広告物の基準がない。

(委員)

- ・東京との引き継いだという経過はわかるが、せっかく桜がきれいなのに、これを損ねる看板が設置される恐れはあるのか。

(事務局)

- ・神田川は豊島区だけでなく複数の区を跨っている。屋外広告物について景観計画で規制をかけるということになると、東京都の屋外広告物条例に位置付けてもらって規制をしていくことになるが、その場合は神田川全域での検討となるため、豊島区単独での規制は現状では難しい。

(会長)

- ・P23の表に神田川の欄をつくってはどうか。指定理由のところに、「特別な規制はない」と記した方が丁寧ではないか。

(委員)

- ・P18 車体利用広告物のところで、豊島区に車庫がある路線バスについて申請を受け付けているということを以前に聞いたが、再度ききたい。豊島区が厳しく考えればコントロールできるということなのか。都電荒川線の車両がかなり鮮やかな色を使用していて、どうも気になる。豊島区が特別に計らってくれるのかどうか、お聞きしたい。
- ・他都市の議論で、自転車についても記載しようという動きが出ているが、触れなくて良いのか。三角のフレームのところに広告を載せられる。池袋は広告価値があるようで、狙われやすいと感じている。

(事務局)

- ・車庫があれば、バスや電車のラッピング広告については車庫時に許可が必要となる。豊島区内では巣鴨に都バス、千早に国際興業バスの車庫があるため、その車庫に属するバスについてラッピングする場合は区に届出の必要がある。
- ・認めないかということについては、東京都の基準では、バスの場合は広告物の表示面積の合計が側面の表面積の3/10を超えれば、厳しい基準で許可できないのだが、バスは窓が大きいので、3/10以下に収まってしまうため、指導が難しい。そのあたりは、もう少し詳細に調べ、ご報告したい。
- ・自転車は現在届け出がない状況で、どういう配慮があるのか。光源を使っていれば配慮事項を記載する必要があるかもしれないが、フレーム自体も様々な色になってきていて、どういう配慮事項を記載できるかが検討事項である。

(委員)

- ・今後また情報をお願いします。

(委員)

- ・バス営業所が区を跨っている場合、隣接区との連携が必要である。突拍子のない、又は鮮やかな色のバスが豊島区内を走っている。企業のカラーをラッピングする場合、企業がお金を出していたりするだろうし、どこまで規制できるのか。

(会長)

- ・バスの車体広告については、屋外広告物規制の対象であり、本来は東京都の審議会で審議するものであるが、あまりにも案件数が多いため、バス事業者が独自にデザイン審査会をつくり、審査基準が細かく記載されている。そこに合致しているものだけが一括で都から許可を受けるといった流れとなっている。それでも、最近、首をひねらざるを得ないようなものが増えてきたのであれば、東京都の景観審議会に再度特例について見直すようにというお願いをするのが筋である。
- ・バスの広告は、もともとバスの中で配布するチラシをつくるような感覚でやっているもので、屋外広告物のデザインレベルは高くない。

(委員)

- ・豊島区にはアニメイトがあることから、バスをアニメイトでラッピングしてはどうか、という話をすすめているところである。いろいろな事業があるようだから、それがどこまでできるか分からないが、豊島区ではきちっとした反応がまだ出ていないが話しは出している。

(委員)

- ・車体利用広告物に関する意見である。バスではなく、池袋駅周辺で見るのは、トラックを改造したラッピングのようなものである。売り出したい芸能人や風俗を想定するようなものを記載していて、記載内容に関する規制についてもどうなのかということもあるが、それに伴って音量、音について配慮事項を求めないのか。

(事務局)

- ・例えばP18 デジタルサイネージの項目で、(参考)として音量に関する記載をしている。

(委員)

- ・自動車という動くものについて問題提起をしたが、デジタルサイネージのところの(参

考) だけではイメージしづらい。

(事務局)

- ・工夫したい。

(会長)

- ・今ご指摘の課題は、豊島区に限らない。他県ナンバーであることが多いため、警視庁と各県警が連携しないとなかなか動かない問題である。そこに向けて、東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、市民の方から警察を動かしていくようなことがないと、自治体単位では難しい問題である。

(委員)

- ・アートトラックも車庫地での制限になるため、他県ナンバーのものが豊島区内をぐるぐるしているということと理解した。騒音、ゆっくりした走行による交通の妨げになるということで、進入を規制することはできないのか。国内に事例はないのか。

(事務局)

- ・認識していない。

(委員)

- ・自転車の話が先ほどでていた。シェアサイクルは三角の広告塔のようなものがのった三輪車で、道路上で邪魔なので目立つ。今後は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、シェアサイクルを各自治体が始めた。ドコモがやっていたりもする。その全部に広告が入っていて、自転車自体が広告として走っているようである。豊島区ではシェアサイクルをまだ導入していないので、問題が発生していないが、見たことのある例では、みずほ証券の広告が走っていたりする。みずほ証券は企業が大きいのでそこまでひどくはないが、広告の内容によっては、景観が悪くなるおそれもある。自転車についても規制を入れておいたほうが良いのではないかと。
- ・それが歳入に結びついて、豊島区の景観整備の資源になるような何かしらメリットがあるならよいが、そうでないなら、関所のように、豊島区を通るなら課金する仕組みがないといけないのではないかと。産廃業者が各自治体で申請しているように、豊島区を通るラッピングバス、広告トラックは、東京都にも支払い、豊島区にも支払うという仕組み。そのお金を景観に使うなど考えられないか。

(会長)

- ・今のご意見は P34 エリアマネジメントにも関する内容である。
- ・パリでは、円筒の広告塔が歩道に建っている。なぜ円筒かという点、その中に清掃グッズが入っている。19 世紀のはじめから、パリの街中の掃除費用を屋外広告物でまかなっている。本来、屋外広告物を出すことができない歩道上に唯一広告物を出し、お金を取って掃除する方を雇うという仕組みを民間にやらせている。それがヨーロッパを代表する広告代理店に展開している。有料公衆トイレもパリにはあるが、これも屋外広告物収入でまかなっている。パリで導入されたレンタサイクルについても、同様である。
- ・今後、シェアサイクルについても屋外広告物収入でまかなえるようにならないといけない。より質の高いデザインが街の中に走り回るにより、見ている人も楽しいし、収益も上がり、税金を使わなくても街の維持管理が進むということが理想である。屋外広告物は重要な収入源である。
- ・そのためには、規制を強くしておいて、特例で部分的に緩めると、そこでより経済効果が生まれる。そういう意味で P34 にきちんと記載した。
- ・自転車は 10 番に追加できるか。

(事務局)

- ・10 番では追加は難しい。

(会長)

- ・自転車を新たに加えることは難しいということか。

(委員)

- ・鉄道駅舎内ではデジタルサイネージが続いていて、気分が悪くなる。屋外広告物ではないが、多くの人を通る部分であり、区の方でも検討してもらいたい。

(会長)

- ・駅舎は屋外広告物の対象外である。スタジアムのフェンスも対象外である。自由通路についてはそれぞれの位置付けがあり、道路であったり、通路であったりする。屋外広告物の範囲が難しい。

(委員)

- ・グリーン大通りが景観形成特別地区にかかっているが、西口の広告物については、全体計画の中でどのように考えているのか。

(事務局)

- ・西口については、次の議事である「特定区域景観形成指針」というものを西口駅前の開発区域で検討しているので、後ほど説明したい。

(委員)

- ・そこで規定していくということか。区で検討するんですね。

(事務局)

- ・はい

(後藤会長)

- ・議論のおさらいをしたい。

 P22 の△はとる方向で修正する

 P23 の表に神田川沿川の欄を追加し、指定理由は「指定はない」という旨を書く

 P24、25 のその他の地域で、最初の3行は削除する

- ・それでは、豊島区景観審議会としては、原案の一部修正ということで了承したいと思うが、よろしいでしょうか。

 了承

- ・事務局より答申の案文を配布
- ・修正箇所については会長一任で修正するというので、答申案の文言はよろしいでしょうか。

 はい

- ・それで諮問3の案件はこれで終了する。

報告1 池袋駅西口地区の特定区域景観形成方針について

(事務局、交通・基盤担当課長)

 報告資料1-1、報告参考資料1-1について説明

(会長)

- ・平成30年度中に、本審議会に指針案が出てくるというスケジュールでよろしいか。

(交通・基盤担当課長)

- ・西口開発の進み具合にもよるが、30年度内にはそのような形で進めたいということで、準備組合、東武鉄道と協議を進めている。

(委員)

- ・東武鉄道の単独事業とは何を指しているのか。

(事務局)

- ・形成指針については、2事業以上でないと適用しない。西口の再開発事業は東武鉄道の軌道敷きの上、現在の東武百貨店の部分は、再開発事業ではなく、軌道敷きということで東武鉄道の単独事業ということである。見た目は一つの開発であるが、2事業を一つの開発として進めている。

(委員)

- ・昨年、東武鉄道が池袋駅北口から池袋大橋にかけて大規模なデッキをかけるという、西口の開発とあわせた街づくりを進めようとしていると聞いているが、それに伴い、北口エリアの土地利用が進んでこなかったという中で、民間事業者の開発機運も出始めているのではないかと。今日は景観の検討なので、そういうことも視野に入れて検討しているのか。

(交通・基盤担当課長)

- ・今、検討をすすめている東武鉄道、西口再開発を基本とした指針を検討しているが、そこからどういう形でまちづくりが進んでいくか。例えば北側の駐車場になっているような敷地も緊急整備地域の特区の事業として進めるようなことになれば、区域を広げて内容を検討することもあり得る。どういう形でまちづくりが進むかということによるだろう。
- ・今の段階は西口の再開発と東武鉄道の敷地の上という2敷地で、指針の検討を進めている。

(会長)

- ・他によろしいか。
- ・本案件については、本日は報告事項ということである。
- ・本日用意した議題は以上である。進行を事務局にお返しする。

(事務局)

- ・本審議会の任期は2年間のため、現在の任期はこの3月で終了となる。2年間ありがとうございました。来年度、また審議会委員をお願いする委員には、また改めて通知する。
- ・次回の景観審議会は5月下旬を予定している。詳細が決まり次第、連絡する。

以上